

# 教職者給与規定

1964年12月28日	制定
1969年 1月 1日	改訂
1982年11月18日	改訂
1984年11月 9日	改訂
1988年11月28日	改訂
1992年 2月11日	改訂
1993年 2月11日	改訂
2000年 3月20日	改訂
2004年 3月20日	改訂
2005年 3月21日	改訂
2007年 3月21日	改訂

## (目的)

第1条 この規定は、日本聖約キリスト教団（以下「教団」という）に所属する教職者の給与に関する事項を定めることを目的とする。

## (給与の種類)

第2条 この規定において『給与』とは基本給与及び諸手当をいう。

2 『基本給与』とは給与基準表に記載された給与をいう。

3 『諸手当』とは正教師手当、扶養手当、教育手当、住居手当、通勤手当、期末手当及びその他の手当をいう。

## (給与の支払者)

第3条 各教会はその招聘した教職者に対して給与を支払う。ただし、教団は各教会に対して、教育手当、及び教会支援規定に基づく、給与並びに社会保険料に関する教会支援を、認められた予算内において実行することができる。また、教団が企画した開拓伝道その他に従事する教職者に対しては教団が給与の全額またはその一部を支払うことができる。

## (給与基準表及び諸手当基準表)

第4条 教団は教職者の基本給与及び教職者手当またその他の諸手当の決定の参考に資するため、給与基準表及び教職者手当基準表またその他の諸手当の基準表を制定しなければならない。

2 給与基準表及び教職者手当基準表は各教会の事情を考慮し、両者の支給上限額及び下限額を併記するものとする。

3 給与基準表及び教職者手当基準表またその他の諸手当の基準表は毎年検討を加え、改定にあたっては責任役員会の承認を受けなければならない。

4 教団は各個教会の年度予算編成前に上記の給与諸表を提示しなければならない。

(給与の決定)

第5条 教職者の基本給与は給与基準表に沿うものとし、年齢から22を差し引いた号俸とする。その場合の年齢とは「支給年度の誕生日を過ぎた時の年齢」とする。

【教職者の号俸＝(支給年度－出生年－22)号俸】

2 按手札を受けた正教師には、給与基準表に沿う正教師手当を支給する。

第6条 各個教会はその所属する教職者の給与決定に際しては、上記第4条及び第5条を尊重し、各個教会の実状に即して決定しなければならない。

2 各個教会はその所属する教職者の給与を変更する場合は、あらかじめ代表役員の承認を受けなければならない。

(扶養手当)

第7条 扶養親族のある教職者に対しては、扶養手当を支給する。

2 扶養親族とは下記に掲げるもので、他に生計の途がなく、主として教職者の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者

(2) 18才未満の子及び孫

(3) 60才以上の父母及び祖父母

(4) 18歳未満の弟妹

(5) 2親等内の心身障害者(障害1～3級)

第8条 新たに教職者になった者に扶養親族がある場合、または教職者に下記の各号の一つに該当する事実が生じた場合においては、その教職者は直ちにその旨を代表役員に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある時

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある時

2 扶養手当の支給は、新たに教職者になった者に扶養親族がある時はその者が教職者になった日、また前項(1)号に掲げる事実の生じた場合は、その日の属する月の翌月から開始する。扶養手当の支給は、前項(2)号に掲げる事実の生じた日、また扶養手当を受けている教職者が退職あるいは死亡した日の属する月をもって終わる。

第9条 扶養手当の月額額は教団が定めた基準に準じて支給する。

(教育手当)

第10条 高校生以下の扶養親族のある教職者に対しては、教育手当を支給する。

- |             |      |        |
|-------------|------|--------|
| (1) 学齡未滿の幼児 | 1人月額 | 2,500円 |
| (2) 小学生     | 1人月額 | 3,000円 |
| (3) 中学生     | 1人月額 | 4,000円 |
| (4) 高校生     | 1人月額 | 5,000円 |

#### (住居手当)

第11条 借家または借室をしている教職者にはその実費を支給する。ただし、その支給は教団が定めた金額を限度とする。その金額を超える場合は個人負担とするが、教会の主任教職者に限り、その超過した金額は原則としてその所属する教会が負担する。

第12条 教会に付属の牧師住居がある場合は、その牧師住居での居住を原則とし、住居手当は支給しない。

#### (通勤手当)

第13条 任地より離れて居住し下記に該当する教職者には通勤手当を支給する。

- (1) 任地での業務のため交通機関を利用し、その運賃または料金の負担を常例とする教職者。
- (2) 任地での業務のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする教職者。

第14条 通勤手当の支給月額については、該当する教会で算定及び決定して支給する。

#### (期末手当)

第15条 期末手当は毎年6月15日及び12月15日にそれぞれ在職する教職者に支給する。

- 2 期末手当の支給率は年間で基本給与及び教職者手当の合計月額 $\times$ 3.5か月分を基準とする。ただし、それぞれの支給日において在職期間が3か月以上6か月未満のときは60/100を、1か月以上3か月未満のときは30/100を乗じた額とする。

#### (給与の計算)

第16条 給与は上記第5条により決定された号俸の金額に教職者手当及びその他の諸手当を加えて決定する。

第17条 給与の計算期間は期末手当を除き、月の1日から末日までとする。

- 2 月初めあるいは月末以外の時期に新たに採用された教職者及び退職者の場合給与月額を日割計算する。

(定期昇給)

第18条 定期昇給は5条及び6条による給与の決定に従って1月1日に行う。

(制定、改廃)

第19条 この規定及び給与諸表は信徒代表の意見を聴取し、責任役員会の議決を経て教団総会において制定または改廃されるものとする。

- 2 この規定は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または改廃の議決がなされ、さらに定められた手続きを経て後、施行されるものとする。